
災害時における熱中症対策のあり方について

令和 8 年熊本地震の被害状況と環境省における主な対応

- 令和 8 年 7 月 28 日に熊本県熊本地方を震源とした最大震度 7 の地震が発生し、多くの被害が出た。
- 令和 8 年熊本地震非常災害現地対策本部の設置等に伴い、環境省からは熱中症対策を目的として、本省から職員をのべ 75 人日派遣した。

令和 8 年熊本地震の概要

【地震の概要】※ 1

- ・発生時刻：7 月 28 日 16 時 27 分
- ・発生場所：熊本県熊本地方 深さ 16km（暫定値）
- ・マグニチュード：7.1（暫定値）
- ・震度：熊本県宇城市・氷川町で震度 7 を記録したほか、中部地方から九州地方にかけて震度 6 強～ 1 を観測

【令和 8 年熊本地震に係る人的被害情報】※ 2 令和 8 年 10 月 5 日 12:00 現在

- ・人的被害：計 414 名
 - ・死亡：38 名
 - ① 災害起因死者（市町村が災害が原因で死亡したことを確認した死者）：36 名
 - ② 災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡した可能性のある死者：2 名
 - ・重傷：43 名
 - ・軽傷等：333 名

【熱中症による救急搬送件数の推移】

- 震度 6 強以上を観測した市町を管轄する消防本部（局）※ 3 における熱中症による救急搬送件数の推移

日時	7/21～27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4～10	8/11～17	8/18～24	8/25～31
搬送件数（件/日）	19.4	19	50	25	33	25	24	39	9.0	6.1	11.3	8.3

令和 8 年熊本地震に対する環境省における主な対応

- 7 月 28 日に環境省災害情報連絡室を設置し、環境省災害対策チーム、環境省非常災害対策本部に同日中に改組。
- 7 月 29 日より、環境省非常災害対策本部会議を開催。
- 7 月 30 日に令和 8 年熊本地震非常災害現地対策本部が設置されたこと等に伴い、7 月 30 日より熊本県庁に熱中症対策に関わる職員（本省指定職級、管理職、職員）としてのべ 75 人日（令和 8 年 10 月 28 日現在）派遣。

※ 1 気象庁、「令和 8 年熊本地震」について（第 12 報）（令和 8 年 9 月 24 日掲載）より引用。

※ 2 内閣府政策統括官（防災担当）、「令和 8 年熊本地震に係る被害状況等について」（令和 8 年 10 月 5 日 12:00 現在）より引用。

※ 3 熊本県 知事公室危機管理防災局 消防保安課より提供。熊本市消防、八代消防、宇城広域消防、上益城消防における熱中症による救急搬送件数を合計。なお、データは速報値であるため、変わる場合があります。

令和8年熊本地震における環境省による熱中症対策の取組①

被災地域における全般的な熱中症対策

【被災県等を通じた自治体等との連携】

- 発災直後に被災県に対して、被災住民等の熱中症対策や、指定暑熱避難施設等の積極的な開放についての事務連絡を発出。

【SNSの活用】

- 令和8年熊本地震発生の日7月28日からの1か月間において、被災地における熱中症対策に関連して、環境省公式Xから合計約30回投稿。

【メディア等の活用】

- 8月8日より、熊本県のラジオ放送局において、災害時の熱中症予防について呼びかける、政府広報ラジオのスポットCM放送を開始。
- 8月9日に、政府広報により熊本県の新聞広告を活用し、避難生活等で心がけていただきたい熱中症予防行動について周知。

【民間事業者等との連携】

- 被災地の薬局や道の駅、レンタカー営業所、空港リムジンバス等において熱中症予防のリーフレットを配布するとともに、九州全土のサービスエリアや九州新幹線の主要駅においてデジタルサイネージを活用した熱中症予防の普及啓発を実施。

避難所における熱中症対策

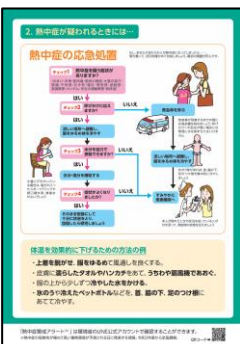
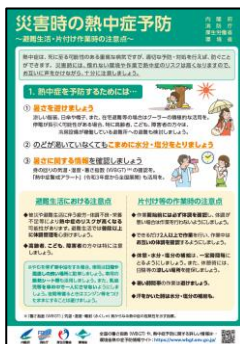
【県や関係府省庁等との連携】

- 避難生活中にトイレの使用を避けるため水分摂取を控えることがないよう、県や関係府省庁等と連携して周知広報を徹底。
- 特に発災初期において、避難所に飲料水等の物資が十分に行き渡るよう、医療関係者・県・関係府省庁と調整。

【医療従事者等との連携】

- 避難者にリハビリを行う医療従事者等の団体（JRAT）や、要配慮者等に対する福祉支援を行う団体（DWAT）に対しても熱中症予防の普及啓発を実施していただくよう依頼。

熊本県や関係府省庁、関係機関等と連携して 配布等を行っている周知広報資材の例



空港リムジンバス



周知広報資材の活用事例

被災地域における薬局



避難所



令和 8 年熊本地震における環境省による熱中症対策の取組②

車中泊をされている方等に対する熱中症対策

【関係府省庁や県等との連携】

- 8月2日に厚労省や熊本県等と連携して、車中泊をされている方向けの熱中症予防等と呼びかけるリーフレットを作成。
- 警察の協力を得て、車中泊避難者への巡回時に、厚労省や県と連携して作成した「車中泊に関するセルフチェックリスト」等の情報提供を実施

【民間事業者等との連携】(再掲)

- 車中泊をされている方の利用も予想される道の駅や、九州全土のサービスエリア等における熱中症予防の普及啓発を実施。

災害ボランティアの方等に対する熱中症対策

【被災都道府県等を通じた自治体等との連携】

- 8月4日に、ボランティア活動が拡大していく中、ボランティア従事者への熱中症注意喚起についての事務連絡を发出。
- 8月10日に被災市町村担当職員等に対して開催された災害廃棄物処理等に関する説明会において、片付け作業時等に気を付けるべき熱中症対策のポイントについて周知。

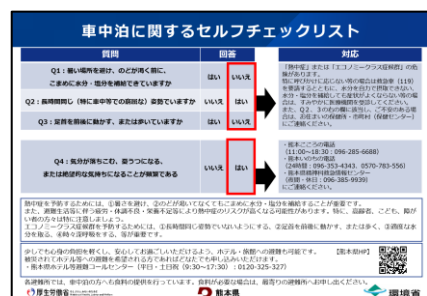
【ボランティア団体等との連携】

- くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD) 主催の「火の国会議」にて、ボランティア活動時の注意点について呼びかけを実施。
- 被災地域の災害ボランティアセンターを巡回し、熱中症予防の普及啓発資材を配布。
- 駅と災害ボランティアセンター等を結ぶ災害ボランティアバスの車内において、災害ボランティア向けに熱中症予防の普及啓発資材を配布。

【民間事業者等との連携】

- 現地のニーズに基づき民間企業等から提供された熱中症予防のためのウェアラブル端末を被災地域の災害ボランティアセンター等に送付いただくよう仲介し、災害ボランティアや災害ボランティアセンターの職員、被災地域を巡回する福祉関係者等の熱中症予防に貢献。

熊本県や関係府省庁、関係機関等と連携して 作成・配布等を行っている周知広報資材の例



周知広報資材の活用事例

九州全土のSA



災害ボランティアセンター等への配布



災害時における熱中症対策のあり方について

まとめ

【令和 8 年熊本地震の概要と被害状況】

- 令和 8 年 7 月 28 日に熊本県熊本地方を震源とした最大震度 7 の地震が発生した。
- 38 名の死亡者のうち、熱中症によると考えられる「災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡した可能性のある者」を 1 名認めた（令和 8 年 10 月 5 日 12:00 現在）。
- 最大震度 6 強以上を観測した市町を管轄する消防本部（局）において、地震発生直前の週と比較した地震発生後の 1 日あたりの熱中症による救急搬送件数は最大 2 倍程度に増加した。

【令和 8 年熊本地震における、環境省の熱中症対策に係る取組】

記録的な暑さの中、震災復興における熱中症対策に、県・関係省庁・関係機関と連携して対応を行った。

○ 被災地域における全般的な熱中症対策

- ・被災地の薬局や道の駅、レンタカー営業所、空港リムジンバス等において熱中症予防のリーフレットを配布するとともに、九州全土のサービスエリアにおいてデジタルサイネージを活用した熱中症予防の普及啓発を実施。

○ 避難所における熱中症対策

- ・避難生活中にトイレの使用を避けるため水分摂取を控えることがないよう周知広報を徹底するとともに、避難所に飲料水等の物資が十分に行き渡るよう、医療関係者・県・関係府省庁と調整。
- ・避難者にリハビリを行う医療従事者等の団体に対して、避難所等巡回時に熱中症予防についても避難者へ啓発してもらうよう調整。

○ 車中泊をされている方等に対する熱中症対策

- ・警察関係者の協力を得て、車中泊避難者への巡回時に、厚労省や県と連携して作成した「車中泊に関するセルフチェックリスト」等の情報提供を実施。

○ 災害ボランティアの方等に対する熱中症対策

- ・ボランティアの方々に対して、現地ボランティアセンターや災害ボランティアバス（ボランティアセンターと駅を結ぶバス）等における熱中症予防のためのリーフレットの配布や、また深部体温の変化を推定できるウェアラブル端末の配布を仲介し、活動時の熱中症予防の呼びかけを実施。

論点

論点 1 災害時の熱中症対策に係る準備について

- 盛夏に発生した令和 8 年熊本地震における経験や、現時点の熱中症対策実行計画における記載等を踏まえ、今後の災害時における熱中症対策に係る準備を進めるために、どのような取組が必要だと考えるか。

論点 2 災害時の熱中症対策のあり方について

- 盛夏に発生した令和 8 年熊本地震における経験や、論点 1 に係る議論を踏まえ、災害時の熱中症対策のあり方についてどのように考えるか。